

宮古都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(宮古都市計画区域マスタープラン)

平成 25 年 3 月

岩 手 県

Ⅱ．区域区分の決定の有無

Ⅱ－１．区域区分の有無

本区域においては、区域区分を定めないものとします。

Ⅱ－２．判断根拠

- ・ 行政区域内人口及び都市計画区域内人口とも、近年一貫して減少傾向にあり、今後も減少することが予想されます。
- ・ 全体的に見ると、自然公園区域や風致地区等の土地利用規制があることや人口動向及び地理的条件などを踏まえると、現状において無秩序な市街地拡大が急速に進んでいるとはいえない状況にあると判断されます。
- ・ 以上のことから、都市的土地利用の拡散を制限する強い必要性は見られず、良好な市街地環境の維持は、区域区分以外の都市的土地利用規制でも十分に対応できると判断されます。

Ⅲ．主要な都市計画の決定の方針

Ⅲ－１．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

１) 主要用途の配置方針

① 商業地

- ・ 中心市街地は、鉾ヶ崎地区、小山田地区と連携し、回遊性をもち、観光客と市民が交流する都市空間とするための商業・業務系の土地利用を誘導し、中心商業・業務拠点の形成を図ります。
- ・ 国道の沿線については、中心市街地との役割分担を明確にしつつ、商業・業務地としての土地利用を検討します。
- ・ また、津波により被災した鉾ヶ崎地区については、周囲の住宅地との調和を図りつつ、商業施設の集積を図ります。

② 工業地

- ・ 本都市圏における産業は、電気機械器具製造業や木材・木製品製造業、食料品製造業などを主流としていますが、景気の低迷から厳しい状況にあります。
- ・ しかしながら、今後は三陸沿岸道路など高速交通網の整備に伴う輸送時間の短縮化など明るい材料もあることから、開通に合わせた工業流通団地整備による積極的な企業誘致を行うことや港湾利用など海上交通のより一層の活用を図ることで、産業の活性化に努めます。
- ・ 工業地の集約化を図り、地域ごとに特色ある工業地を誘導します。
 松山・田鎖地区：工業・流通基地としての誘導を図ります。
 藤原埠頭・磯鶏地区：工業・流通産業の拠点とし、港湾利用型工業の誘導を図ります。

③ 住宅地

- ・ 本区域の住宅・宅地の供給は、これまで土地区画整理事業や民間などによる住宅団地造成事業により推進されてきましたが、今後も、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる住宅・宅地の整備が必要です。
- ・ 津波により大きな被害を受けた田老地区及び津軽石地区については、住民の意向を踏まえ、安